

## 生駒市条例第34号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月16日

生駒市長 山下 真

### 生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号」を「次」に、「同項に」を「法第314条の7第1項に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を奈良県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（奈良県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号で定めるもの
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの
  - ア 市内に事務所を有する法人又は団体のうち、奈良県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金
  - イ 市内に事務所を有する法人又は団体のうち、奈良県税条例（昭和25年

奈良県条例第34号)で定めるところにより奈良県知事が指定したものに  
対する寄附金

ウ 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定  
により奈良県知事又は奈良県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定  
する公益信託の信託財産とするために支出したもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例(以下「新条例」という。)第25条第1項の規定  
は、個人の市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する  
同項に掲げる寄附金について適用する。

2 平成26年度分の個人の市民税についての新条例第25条第1項の規定の適  
用については、同項第3号中「同条第3項」とあるのは、「同条第3項及び所  
得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規  
定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の  
租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。